

昭和45年国富調査に用いる資産分類(No. 8)

## 機械および装置の設備分類の説明

昭和47年3月

経 済 企 画 庁

注 記

- 1 文中の「省令」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和45年4月30日、大蔵省令第33号）という。
- 2 省令の下段の括弧を付した番号は省令の別表（大部分は別表2）の番号という。
- 3 「機械および装置の種類」の末尾に付された括弧内の年数は、その機械および装置の種類について別表で定められた耐用年数である。
- 4 「設備内容」は、「機械および装置の種類」—（設備）—について大略の内容を示したものであって、装備のすべてを例示したものではないことに注意する。

汎用材料については本表より別分類とする

30101 機械産業以外の設備に属する修理工場所、

工作工場用設備

説明

- 1 機械工業（日本標準産業分類の中分類で33〜38）以外の産業が所有している修理工場用、または工作工場用の機械設備をいう。
- 2 繊維製品製造業と食品製造業あるいは運輸業などが所有する修理工場用の工作機械などの設備は、繊維や食品の製造設備には分類されず、この分類に分類する。
- 3 ただし、繊維製品製造業でも自己企業が使用する繊維機械を製造するために、繊維機械製造設備「32407」（12年）を所有する場合があります。他の非機械産業についても同様に注意する。

省令

(206) 機械産業以外の設備に属する修理工場用または工作工場用機械設備 (14年)

設備内容

22 (金属加工機械)	20 (鑄造機械)	21 (金属工作機械)	20 (熱処理設備)	29 (その他)	修理工場の 検査材料は29
プレス機械	電気炉	旋盤	焼入焼戻炉	試験機	
ベンダー	キューボラー	ボール盤	加熱炉	検査機	
ロール盤	ホルディング機	中ぐり盤	溶炭炉	塗装機	
切断機	溶射プラスト	フライス盤	その他	クレーン	
溶接機	酸燻炉	平削盤	(木工機)	圧縮機	
その他	砂処理機	研削盤	帯のこ盤	ポンプ	
	その他	歯切盤	丸のこ盤	ホイラー	
		その他	木工旋盤	液圧器	
				配管盤	

30102 汚水処理用設備

説明

- 1 工場、事務所、一般ビルなど所有者のいかんを問わず汚水処理目的の機械および装置という。
- 2 具体的には「汚水処理用」と表示された資産をここに分類する。そのほか
- 3 「汚水処理用」と表示がない場合でも、下記にある機器、装置および耐用年数よりみて汚水処理用と認められるものは本分類に含める。
- 4 牛、馬、豚などのし尿処理用のものを含む。

省令

(別表6) 汚水処理用機械および装置

(7年)

設備内容

<sup>30</sup>  
 沈みん、浮上装置  
 油水分離装置  
 汚泥処理装置  
 ろ過装置  
 濃縮装置  
 ばっけ装置  
 洗淨、冷却装置  
 中和還元装置

燃焼装置  
 凝縮沈みん装置  
 輸送装置  
 貯留装置  
 生物学的処理装置  
 地下浸透装置  
 同付属計測用機器  
 調理用機器  
<sup>40</sup> 磨粉機  
<sup>44</sup> ホン 7°

(2)

30103 はい煙処理用設備

説明

- 1 はい煙処理を目的とする機械および装置をいう。
- 2 具体的に「はい煙処理用」と表示されたものを分類する。
- 3 「はい煙処理用」の表示がない場合でも、設備内容および耐用年数よりみて「はい煙処理用」と認めうるものは本分類に含める。

省令

(別表7) はい煙処理用機械および装置

(7年)

設備内容

<sup>12</sup>  
 集じん装置本体

(電気式の場合は直結する変圧器、整流器を含む)

<sup>18</sup>  
 同付属ガス導管、水管  
<sup>44</sup>  
 ガス冷却器  
 通風機  
<sup>18</sup>  
 ダスト搬送器  
 ダスト貯留器  
 ミスト除却器

(3)

説明

- 1 新規原理の発見、新規製品の発明のための研究
- 2 新規製品の製造、製造工程の創設、未利用資源の活用方法の研究
- 3 上記1、2の研究成果を企業化するためのデータの収集
- 4 既に企業化されている生産技術の改善のための研究
- 5 上記1~4のために用いられる機械および装置をいう。
- 6 他の用途から転用されたものも含まれる。
- 7 他の用途から必要に応じて研究の用に供されるものは含まない。

省令

(別表9) 開発研究用機械および装置 (7年、4年)

設備内容

- 14 汎用ポンプ
  - 28 汎用モーター
  - 21 汎用工作機械
  - 22 汎用金属加工機械
  - これに類するもの
- (7年)
- 
- その他の機械 (4年)

説明

- 1 用途が教育用であるものを、ここに分類する。
- 2 主として教育機関、公共団体のものが該当する。  
~~船舶~~ 会社は限らない。

省令なし

耐用年数 ~~資産の所有者が決定する。~~ 特定不能

設備内容

特定不能  
 (機械装置の一切が含まれる)

30201 畜産農業用設備

説明

列表 8 に示されている農業用機械器具のうち、「畜産用機器」として掲げられているものをいう。

省令

(列表 8) 農林業用減価償却資産 (5年、8年)

設備内容

10 (5年)

刈 払 機  
 節 刈 機  
 人工受精用具  
 はちみつ分離機  
 綿ふん乾燥機  
 ふん尿処理機  
 ふ 卵 器  
 養 鶏 器  
 搾 乳 機  
 牛 乳 冷 却 器  
 牛 乳 かん  
 脂肪検定機  
 産仔牧さく用トランス

(8年)

へ - モ ア -  
 へ - コンディショナ  
 へ - テンダー  
 へ - レ - モ  
 へ - ロ - タ -  
 へ - ベ - ラ -  
 へ - フ - レ - ス  
 へ - ド - ラ - イ - ヤ  
 フ - イ - レ - ー - ジ  
 ハ - ベ - ス - タ -  
 自 動 給 じ 機  
 自 動 給 水 機  
 卵 処 理 機

30202 種苗花き園芸設備

説明

- 1 主として温室により、花き、野菜、種苗の栽培を行なうための設備をいう。
- 2 寒帯以外の業種の所有するものを含む。

省令

(368) 種苗花き園芸設備 (10年)

設備内容

3) 温 室  
 12) 送 別 機  
 10) 発芽試験機  
 14) 給排水ポンプ  
 13) ホ イ ラ -  
 11) 変 圧 器  
 配 電 盤  
 そ の 他

30203 その他の農業用設備

説明

- 1 「畜産農業用」および「種畜花き園芸設備」以外の農業用機械および装置をいう。
- 2 蚕種製造設備も含まれる。

省令

(322) 蚕種製造設備 (8年、10年)

(列表8) 農林業用減価償却資産 (2～13年)

設備内容

(列表8) 農業用設備 (2～13年)	(322) 蚕種製造設備
10 水車、風車	(人工ふ化設備) (8年)
20 モーター、エンジン	種繭刃用機
10 耕うん整地用器具	種繭雌雄鑑別機
栽培用器具	蚕種人工ふ化機
防除用器具	加熱器
収獲調整用器具	その他
織機調整用器具	(その他の設備) (10年)
製茶用器具	10 母機調整機
わら加工用器具	蚕種産後管理装置
い草加工用器具	10 冷凍機、冷房機
養蚕用器具	20 給排水ポンプ
肥料、飼料調整器具	40 ホイラー
その他の農産加工用器具	20 変圧器、配電盤

(注、個別の耐用年数は耐用年数表を参照する。)

30204 可搬式造林、伐木、搬出設備

説明

- 1 造林、伐木およびこれの搬出設備というが、作業場所の移動に伴って容易に移設が可能な構造のものが分類される。
- 2 固定的なものは「33001 鋼索鉄道、加空索道設備」に分類する。

省令

(58) 可搬式造林、伐木または搬出設備 (3年、6年)

設備内容

(動力伐採機) (3年)	(その他の設備) (6年)
10 子エンジン/母エンジン	10 自動刈払機
20 エンジン	自動刈払機
その他	20 巻上機
	20 エンジン
	20 索

10 集材機  
運材機

説明

かき、真珠貝、のりなど水産物養殖の設備という。

当令

(324) 水産物養殖設備

(2年、4年)

設備内容

10. 竹製わくを使用するもの(2年)

金網かご  
合成繊維かご  
木たる  
ドラムかん  
竹枠(いかだ)  
その他

その他のもの(4年)

のり加工用乾燥機  
のりすき機  
かご  
木たる  
ドラムかん  
木枠(いかだ)  
その他

説明

1. 金属鉱石の掘採、選鉱を行なう設備で、探鉱、坑道の掘進、搬出、選鉱、通風、排水などの設備に大別される。
2. 坑内の軌条、花木、坑内動力線も含まれる。

当令

(307) 砂鉄鉱業設備

(8年)

(328) 金属鉱業設備(深空索道設備を含む)

(9年)

設備内容

(探鉱設備)	(掘採設備)	(選鉱長距離設備)	(探鉱設備)
1 スクレーパー	1 坑内外巻上機	1 選鉱装置	1 試すい機
2 破砕機	2 コンベヤー	2 脱銅装置	2 その他探鉱機
3 スクリーン	3 フィーダー	3 粉砕機	3 その他
4 ポンプ類	4 ユップラー	4 剥砕機	(その他)
坑内外圧縮機	5 その他	5 トロンメル	6 各種柱
スラッシャー	(選鉱設備)	6 フィーダー	7 支索
7 ローター	7 アトリクションマシン	7 分級機	8 えい索
8 ジャンボ	8 スクリーン	8 シックナー	9 搬器
9 ドリル	9 選鉱機	9 スクリーン	10 給排水ポンプ
10 充電機			11 ホイラー
11 送風機			12 電気設備
その他			

説明

- 1 石炭、亜炭の採掘設備をいう。
- 2 坑道の掘進、採炭、搬出、送炭、通風、排水などの設備に大別される。

省令

(329) 石炭鉱業設備 (5年、9年 または8年)

設備内容

<sup>24</sup> 採掘機コンベヤ(5年)	(保坑)	(送炭)
カッター	<sup>24</sup> 坑内外空気圧縮機	<sup>12</sup> 送炭機
ロードー	圧気パイプ	コンディショナー
ホーベル	坑内外扇風機	フラッシュドライヤー
シヤンホー	<sup>24</sup> 坑内外ポンプ	遠心脱水機
ダックビル	排水ポンプ	真空ろ過機
さく坑機	その他	送炭装置
試すい機	(架空索道)	破砕機
<sup>26</sup> コンベヤ	"各種柱	ピッキング"
	支索	<sup>24</sup> ブローワー
(その他の設備)(9年)	えい索	その他
(運搬)	<sup>26</sup> 巻上機	(その他)
<sup>26</sup> 坑内外巻上機	搬器	<sup>24</sup> 給排水ポンプ
水平坑道運搬機	その他	<sup>25</sup> ボイラー
坑外運搬機		(砲台設備)
その他		(掘削区分により別の)(8年)

説明

- 1 石油または天然ガスの採取設備をいう。
- 2 探鉱、掘さく、ポンプ、配管などの設備が主要なものである。

省令

(330) 石油または天然ガス鉱業設備 (3年、5年、12年)

設備内容

(坑井設備)(3年)	(その他の設備)(12年)
"坑井鉄管	<sup>31</sup> 原油輸送パイプ
ヤぐら	ガスパイプ
サッカーロード	排水パイプ
<sup>24</sup> ポンプ	パイプ架台
"坑口装置	その他の敷設鉄管設備
その他	"探鉱試すい機
	<sup>29</sup> 試験機
	その他の探鉱設備
(掘さく設備)(5年)	
"鉄ヤぐら	<sup>24</sup> 給排水ポンプ
鉄さく機	<sup>23</sup> ボイラー
掘さく機	<sup>28</sup> 電気設備
ドリル機	その他
ドリルパイプ	
<sup>24</sup> ポンプ	
その他	

説明

- 1 天然ガスの圧縮処理を行なう設備をいう。
- 2 設備の所有者は鉱業に属するものとは限らない。

省令

(331) 天然ガス圧縮処理設備 (10年)

設備内容

(原料ガス圧縮設備)

- 24 ガス圧縮機
- 25 冷却機
- 18 分離そう
- その他

(揮発油吸収装置)

- 12 そう(槽)類
- 吸収塔
- 蒸りゆう塔
- 熱交換器
- 加熱機
- 25 冷却機
- その他

(プロパン採取設備)

- 24 ガス圧縮機
- 24 冷却機
- 18 分離そう
- 充てん機
- その他

(揮発油精りゆう設備)

- 精りゆう塔
- 熱交換器
- 冷却機
- 分離機
- その他

(圧縮ガス製造設備)

- ガス圧縮機
- 冷却機
- ガス清浄機
- 野蔵びん
- 充てん機
- その他

(その他設備)

- 給排水ポンプ
- ボイラー
- 変圧器
- 配電盤
- その他

説明

- 1 河川などの砂利の採取、石材としての岩石の採取
- 2 骨材用の岩石の碎石および水洗、選別の設備などきいう。
- 3 トラックに架装された砂利採取機は「30401」の自走式作業機械へ分類する。

省令

(336) 砂利の採取または岩石の採取もしくは碎石設備 (8年)

設備内容

(採取設備)

- 巻上機
- 空気圧縮機
- さく岩機
- 掘削機
- 採取機(除自走式)
- 選別機
- その他

(碎石設備)

- クラッシャー
- 選別機
- 水洗機
- ホッパー
- 秤量機
- その他

(その他)

- 給排水ポンプ
- 変圧機
- 配電盤
- その他

30306 その他の非金属鉱業設備

説明

- 1 石炭鉱業、石油天然ガス鉱業、天然ガス圧縮設備、砂利岩石採取、  
研石設備を除いたその他の非金属鉱業の設備をいう。
- 2 硫黄、石膏、魚鱗石、石灰石、ろう石、耐火粘土、陶磁器用原料、  
石棉その他の非金属鉱物あるいは土石の採掘選搬などの設備をいう。

省令

- (332) 硫黄鉱業設備—(製錬または架空索道設備を含む) (6年)  
(333) その他の非金属鉱業設備—(架空索道設備を含む) (9年)

設備内容

(採鉱)	(選搬)	(送鉱)	(精錬)	(その他)
空気圧縮機	巻上機	カーナップラ	溶解機	鋸排水ポンプ
試すい機	カーナップラ	グリズリー	加熱機	ホイラー
ジャンボ	コンベヤー	フィーダー	ろ過機	変圧機
さく岩機		破砕機	糶類	配電盤
スフレーター	(架空索道)	スクリーン	蒸焼炉	他
ローダー	鉄柱	ホッパー	冷却機	
カッター	木柱	計量機	溜がま	
さく孔機	支柱	送鉱機	溜がま用炉	
充てん機	えい索	水洗機	オートクレーン	
シッフナー	巻上機	シッフナー	乾燥機	
	搬器	乾燥機	スクレーパー	
		送風機		

30401 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業機械

説明

- 1 人および物の運搬を主目的とするものではなく、移動式の作業場において、掘さく、積み込み、土圧などの作業を行なう機械で、自からの動力で移動できるものをいう。
- 2 名称が同じでも、自からの動力で移動しえないものは、「30402」のその他の建設業設備に分類する。

省令

- (334) ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備(5年)

設備内容

(パワーショベル)	(ロードローラー)	(積込機)
ドラッグショベル	パイプレーションローラー	ショベルローダー
ドラグライン	インパストローラー	ロッカーショベル
クラムシエル	(ソイルコンパクター)	ギャザリングローダー
パッフホー	(ロードスタビライザー)	(アスファルトスプレッダー)
(アースドリル)	(モーターグレーダー)	(アスファルトディストリビューター)
(杭打機)	(クレーン車)	(アスファルトスプレヤー)
(ブルドーザー)	トラッククレーン	(アスファルトメルター)
タイヤドーザー	ホイールクレーン	(アスファルトフィニッシャー)
トラクターショベル	モビールクレーン	(ボモジナイザー)
レーキドーザー	(砂利採取自働車)	(カバ)
トレンナー	(サブグレーダー)	(コンクリートペーパー)
		(コンクリートスプレッダー)
		(コンクリートフィニッシャー)

説明

1. 建設業を営む企業の機械および装置の一切という。(さく井機、試すい機、地質調査機を含む。)
2. ただし、前項「30401」に属するものは除く。

省令

(335) その他の建設工業設備 (3年、6年、7年)

設備内容

(形跡の著しい) 各種コンベヤ (3年)	(その他の設備)(7年) アスファルトスプレッター	シヤンパー	セメントガン
(アスファルト) バッチャー(2年)	アスファルトディストリビューター	ワゴンドリル	各種機
材料供給装置	アスファルトクッカー	アースオーガー	その他電気設備
ドライヤー	アスファルトスプレー	試すい機	エンジン
ホウエレベーター	アスファルトカーバ	さく井機	ボイラー
トロンメル	アスファルトケトル	ジーゼルハンマー	コンクリートタワー
振動ふるい	コンクリートフェイスチャー	スチムハンマー	バケットエレベーター
貯蔵びん	コンクリートスプレッター	シトパルエキストラクター	ウインチ
計量機	コンクリートカッター	ニューマチックハンマー	空気圧縮機
ミキサー	コンクリートブロックマシン	パイプロハンマー	エアーホイス
防じん装置	コンクリートペーパー	砕石機	クラウンブロック
アスファルトケトル	さく井機	ボールミル	ロータリーマシン
材料排出装置	インペラーブレイカー	インペラーブレイカー	トラベリングブロック
集合ホッパー	トレンチヤー	トロンメル	ウォーターシベル
架台	覆込機	振動ふるい	ドリルシステム
	エマードリル	分級機	その他
	クレーン	各種ポンプ	

(18)

説明

食肉、鶏卵、乳、乳製品、発酵乳、乳酸菌飲料など畜産食料品一切の製造および加工設備という。

省令

- (1) 食肉、または食鳥処理加工設備 (10年)
- (1の2) 鶏卵処理加工またはマヨネーズ製造設備 (8年)
- (2) 市乳処理または乳製品製造設備(煉乳設備を含む) (11年)
- (3) 発酵乳または乳酸菌飲料製造設備 (10年)
- (7) びん詰またはかん詰製造設備 (10年)

設備内容

(食肉原料処理設備)	剥皮機、肉切機、取水機、ミキサー	(10年)
(食肉加工設備)	チヨッパー、コロイドミル、水蒸そう、蒸気機	
(食鳥処理施設)	懸垂コンベアー、屠鳥機、取毛機、内蔵抜機	
(鳥卵処理施設)	洗卵機、検卵機、選卵機	
(鶏卵加工設備)	割卵機、ろ過かく拌機、分解そう、殺菌機	
(煉乳、貯乳設備)	洗かん機、ろ過清浄機、冷却機、貯乳そう	
(市乳原料処理設備)	予熱機、均質機、遠心分離機	
(牛乳、濃縮乳製造設備)	びん詰打栓機、濃縮機、ろ過機、充てん機	

(19)

(粉乳製造設備)	イオン交換樹脂装置、混合機、調粉せう、計量機、	} (8年)
(バター、チーズ製造設備)	分離機、バター製造機、焙巻機、カードミル	
(アイスクリーム製造設備)	仕込せう、フリーザー、成型機、包装機	

(牛乳発酵調整設備) 発酵せう、稀釈混合せう、ろ過機 (11年)

(びん詰設備)	洗びん機、びん詰打栓機、冠帽機、ラベラー	} (10年)
(包装設備)	包装機、巻締機	
(冷蔵設備)	冷凍機、冷蔵装置	

(その他の設備) 給排水ポンプ、ボイラー、変圧機、配電盤  
(省令の区分により 8~11年)

30502 水産食料品製造設備

説明

水産かん詰、びん詰、海草、寒天、魚肉ハム、ソーセージ、水産練製品、くんせい、けつり節、ふりかけ、煮粉、のりなど水産食料品の製造加工設備という。

省令

- (4) 水産練製品、つくた煮、または寒天製造設備 (8年)
- (5) その他の水産物加工設備 (9年)
- (7) かん詰またはびん詰製造設備 (10年)

設備内容

(かん詰、びん詰製造設備) (10年)

- (原料処理設備) 洗淨機、選別機、切断機、煮軟機、搾汁機、その他
- (調整設備) 濃縮かん、均質機、遠心分離機、脱水機、煮かま、他
- (かん詰設備) 洗びん機、びん詰打栓機、温びん機、殺菌冷却機、他
- (かん詰設備) 肉詰機、注液機、コンベアー、巻締機、ラベラー、その他
- (包装、冷蔵設備) 整列機、函詰機、冷凍機、冷蔵装置
- (その他) ポンプ、ボイラー、変圧機、配電盤

(つくた煮、寒天、水産練製品製造設備) (8年)

- (つくた煮製造設備) 砂取機、皮むき機、焙機、溶漬せう、混合機、その他
- (寒天製造設備) 処理せう、採採機、ろ過せう、凝固装置、乾

乾燥機、他

(水産物加工製造設備)

水洗機、魚肉採取機、脱水機、肉挽機、サイレントカッター、ミキサー、裏ごし機、らいかい機、成型機、巻し機、揚機、焼機、串成機、充てん機、結さつ機、洗浄機、乾燥機、殺菌機、冷却機、スライサー

(その他設備)

給排水ポンプ、ボイラー、電気設備

(その他の水産物加工設備) (9年)

30503 果実、野菜その他の農産物保存食品製造加工設備

説明

野菜、果実のかん詰、シロップづけ、ジャム、マーメレード、果実のバター、果実野菜のジュース原液およびスープ、乾燥野菜および果実、野菜および果実のつけ物の製造加工設備をいう。

省令

- (6) つけもの製造設備 ( 7年 )
- (602) その他の果実または野菜処理加工設備 (6年, 9年)
- (7) かん詰またはびん詰製造設備 ( 10年 )

設備内容

(つけ物製造設備) (7年)

切断機、洗浄機、圧搾機、つけ込そう、脱脂そう、煮かま、調味野そう、ろ過機、かく拌機、粘り機、充てん機、包装機、殺菌機、他

(むら内用バナナ熟成装置) (6年)

(その他の設備) (9年)

(果実等処理設備) 洗浄機、選果機、ホッパー、ワックス溶解そう、ワックス処理機、函詰機、その他

(搾汁、濃縮設備) はく皮機、破砕機、切断機、搾汁機、裏ごし機、真空濃縮機、受そう、充てん機、巻帯機

(乾燥処理設備) 皮むき機、切断機、乾燥機、凍結機、真空乾燥機、包装機、その他

(冷蔵、空調設備) 冷凍機、冷蔵装置、炭酸ガス処理機、加温機、その他

(その他設備) 給排水ポンプ、ボイラー、高圧風、配電盤、他

(かん詰、びん詰製造設備) (10年)

30504 調味料製造設備

説明

味ど、しょう油、化学調味料、ソース、食酢、香辛料など調味料の製造設備という。(トマトケチャップは30503、マヨネーズは3050)

省令

- (8) 化学調味料製造設備 (7年)
- (9) 食酢製造設備 (9年)
- (10) 味どまたはしょう油(だしの素類を含む)製造設備(10年、25年)
- (11) その他の調味料製造設備 (11年)

設備内容

(化学調味料製造設備)(7年)

糖酸分解設備、発酵設備、酵素分解設備、抽出精製設備、合成設備、ナトリウム塩製造設備、複合調味料製造設備、食用アミノ酸原料処理設備、包装設備、自動遠隔集中制御装置、ポンプ、冷凍機、空調設備、ボイラー、配電設備、その他

(食酢製造設備)(9年)

仕込設備、調整設備、びん詰設備

(味ど、しょう油、だしの素類製造設備)

(その他の設備)(10年) 原料処理設備、仕込設備、マヨネーズ製造設備、充てん設備、包装設備、その他設備

(コンクリート製仕込そう)(25年)

(その他の調味料製造設備)(11年)

(24)

(原料処理設備) 洗淨機、切断機、精選機、粉碎機、ふるい機、焙煎機、煮がま、分離機、压榨機、ろ過機、乾燥機、他

(混合設備) 混合機、粉碎機、焙煎機、ふるい機、煮がま、压榨機、成型機、冷却機、顆粒機、らいのり機、殺菌機、他

(包装設備) 洗びん機、びん詰打栓機、ラベラー、つば洗機、充てん機、巻締機、包装機

(その他設備) 給排水ポンプ、ボイラー、変圧機、配電盤、他

(25)

3050

説明  
かん  
として  
ラメル  
省令  
(20) 1  
(21) 1  
(22) ;  
設備内容  
(砂糖製  
(甘い糖  
ケー  
圧  
クラ  
タ  
況  
る  
(てん菜糖  
キャ  
ビ  
ス  
況  
る

30505 精穀設備、強化米製造設備

説明

精米、精麦、ひき割麦、粉碎麦、ビタミン強化麦、米の製造設備をい  
う。

省令

- (12) 精穀設備 (10年)
- (19)の一部 強化米製造設備 (10年)

設備内容

(精穀設備) (10年)

ホッパー	研ま機	カッター
精選機	冷却機	圧縮機
精穀機	ブラシマシン	包装機
粉碎機	漂白機	その他
ふるい機	強化装置	除じん機
送排風機	混合機	給排水ポンプ
		ボイラー
		変圧機
		配電盤

(強化米製造設備) (10年)

選穀機	蒸煮機	冷却機
除糠機	ふるい機	選米機
とう(福)類	乾燥機	空気調整機
		他

30506 小麦粉製造設備

説明

小麦を精選し、ロールで粉碎して、メリケン粉を製造する設備をいう。

省令

- (13) 小麦粉製造設備 (13年)

設備内容

(原料処理施設)	(製粉設備)	(その他の設備)
ホッパースケール	ロール機	給排水ポンプ
精選機	ふるい機	ボイラー
研ま機	ピュリファイマー	変圧機
ウオッシャー	漂白機	配電盤
コンディショナー	混合機	チューマー装置
その他	包装機	その他
	ミシン	
	その他	

説明

1 各種パン、ベーカリー製品、チョコレート、和菓子、穀類フレーク類  
即席しるこ（アイスクリームコーン、もなか皮なども含まれる）など  
の製造設備をいう。

2 チューインガムの製造設備では「原料樹脂の製造設備」は「30211」  
へ分類す。

省令

(23) パン、または菓子類製造設備 (11年)

設備内容

(生パン類製造設備)

ふるい機、ニユーマー機、混合そう、分割機、丸め機、プルプアー  
モルター、発酵機、パンのみ、切断機、包装機、その他

(菓子類原料処理設備)

精選機、精穀機、水洗機、脱皮機、ま砕機、圧縮機、切断機、ふるい機  
混合機、蒸のみ、焙煎機、むし機、つき機、練り機、溶解そう、仕込  
そう、乾燥機、その他

(菓子類加工設備)

ふるい機、混合機、ぬり機、分割機、冷却機、冷却盤、振動機、被覆  
機、整形機、圧延機、押出機、その他

(チョコレート精練設備)

ロールレフアイホ、コンチエ、テンパリングマシン、ミキワー、その他

(包装設備)

整列機、包装機、充てん機、巻締機、缶詰機

(その他設備) ポンプ、ボイラー、電気設備  
(30)

説明

主として、アルコールと含まない飲料で、サイダー、ジュース、シロ  
ップ、濃厚シロップ、粉末ジュースなどの清涼飲料、嗜好飲料の製造設  
備をいう。

省令

(26) 清涼飲料製造設備 (10年)

設備内容

(原料処理設備)

選別機、粉砕機、溶解機、かく拌機、調合そう、ろ過機、遠心分離機  
殺菌機、仕込そう、水処理そう、脱気機

(炭酸ガス混合設備)

ガス圧縮機、高圧そう、炭酸ガス混合機、シロップ注入機、調合そう  
冷凍機

(びん、かん詰設備)

かん詰洗浄機、巻締機、冷却機、フンケーサー、洗びん機、温かん機  
冷びん機、びん詰打栓機、充てん機、ラベラー

(包装設備)

洗浄機、整列機、缶詰機、包装機

(その他の設備)

給排水ポンプ、ホイラー、電気設備

説  
明  
以  
下  
の  
省  
令  
(27)  
(28)  
(29)  
(30)  
設  
備  
(27)  
(製  
造  
機  
器  
表  
示  
仕  
様  
を  
示  
す)

説明

1. 魚かすなど原料として発酵させたアミノ酸飼料、パルプ廃液と利用して酵母を培養して原料とした酵母飼料の製造設備をいう。
2. 有機質肥料製造設備は「31005」(13年)へ分類する。

省令および設備内容

(34) 発酵飼料、酵母飼料製造設備

(9年)

(酵母飼料設備)

受とう、ばつえとう、中和とう、分離機、蒸煮釜、冷却機、発酵とう、取泥機、洗淨機、乾燥機、粉碎機、ふるい機、混合機、遠心分離機

(発酵飼料設備)

精選機、蒸煮機、製麹装置、脱臭器、乾燥機、粉碎机、混合機

(包装設備) ホッパー、スケール、マシン

(その他) ポンプ、ボイラー、電気設備

(35) その他の飼料製造設備

(12年)

(飼料粉碎設備)

選別機、ホッパー、粉碎机、ふるい機、自動供給装置

(飼料配合設備)

ホッパー、配合機、供給装置、粉碎机

(飼料固型化設備)

磨みつポンプ、混合機、ペレットマシン、冷却機、切断機、選別機

(包装その他設備)

ホッパー、スケール、マシン、ミューマー機、除じん機、ポンプ、ボイラー、電気設備

説明

1. 米、大豆、菜花油などの植物油、ラード、ヘッド、タラ肝油の製造、精製設備およびショートニング、マーガリン、リンターの製造設備をいう。
2. 「リンター製造設備」とは、餡実油採取のかすからレーヨン、アセテート、綿火敷の床料繊維(リンター)を採取する設備をみる。

省令

(32) 動植物油脂製造または精製設備(マーガリンまたはリンター製造設備を含む)  
(10年)

設備内容

(植物油原料処理設備)

ホッパー、選別機、ロール機、乾燥機、除じん機、リンターマシン、ハラマシン、廻切機、吸引機、ダクト、他

(製油設備)

圧搾機、抽出機、脱溶剤機、蒸りゆう機、溶剤回収機、脱酸機、脱色機、脱臭機、無媒体加熱機、冷却機、分離機、濾機、他

(油かす処理設備) 乾燥機、粉碎机、選別機、選泥機、冷却機

(マーガリン製造設備)

受乳とう、殺菌機、発酵とう、配合とう、乳化機、連続製造機

(包装設備)

容臭洗淨機、乾燥機、充てん機、打栓機、包装機、ラベラー、函詰機

(リンター精製設備) 4エースト、耐酸型水機、塩素塔、さらし塔、ホッパー

シヤフテン、ミキサー、アジター、デフューサー、蒸解かま、ホックヤ

(その他の設備) ポンプ、ボイラー、電気設備

説明

- 1 パン用イースト菌、糖化酵素、しいたけ菌、麦芽、こうじの製造設備をいう。
- 2 医療用のビオフィェルミン、ミヤリ酸などの製造設備は含まない。

省令

(31) 酵母、糖化、菌、麦芽またはこうじ製造設備(医療用のものと除く)(9年)

設備内容

- (原料処理設備) 原料ホッパー、かく拌機、製粉機、精選機、浸漬そう、蒸着かん、焙煎機、他
- (麦芽製造設備) 発芽そう、培機機、脱穀機、除じん機、粉碎機、他
- (液体培養設備) 糖化そう、ろ過そう、発酵そう、送風機、遠心分離機、洗浄そう、整理機、他
- (固体培養設備) 自動製さく機、恒温培養棚、割碎機、ふるい機、他
- (酵素製造設備) 抽出そう、ろ過機、塩析そう、遠心分離機、真空濃縮機、液媒回収装置、乾燥機、混合機
- (温湿度調整設備) 冷却機、送風機、温湿度調整機、空気ろ過機
- (包装設備) 充てん機、包装機
- (その他設備) 給排水ポンプ、ボイラー、電気設備

説明

摘みとった茶の生葉を、一次加工で粗製茶にし、さらに精選、仕上げ包装を行なって販売用の茶(紅茶、緑茶、烏龍茶など)にまでする設備をいう。

省令および設備内容

(24) 荒茶製造設備

(9年)

(生葉加工設備)

蒸機、粗製機、中製機、西乾機、揉捻機、精製機、炒緑機、炒茶機、水乾機、縮如機、萎凋機、粗切機、ふるい機、発酵室、搦茶機、乾燥機、製茶用火炉

(その他の設備)

ポンプ、ボイラー、電気設備

(25) 再製茶製造設備

(10年)

(再製茶製造設備)

切断機、ふるい機、乾燥機、配合仕上機、水分離機、ま挽機、混合機、磨葉機

(包装設備)

テイバックマシン、充てん機、包装機、他

(その他設備)

ボイラー、ポンプ、電気設備

説明

豆腐、油あげ、凍豆腐、こんにやく、食ふ、めん、納豆、煮豆、もやし、いり豆、落花生などの製造加工設備のほかコーヒー豆のほう煎設備も含む。

省令および設備内容

(14) 豆腐類、こんにやく、食ふ製造設備 (8年)

(豆腐製造設備) 選別機、洗浄機、浸漬とう、粉砕機、蒸かま、粕分離機、豆乳とう、型箱、穿込とう、充てん機、括さつ機、包装機、煮沸機、冷却機、乾燥機。

(凍豆腐製造設備) 型箱正送機、切断機、急速凍結機、冷凍機、冷却機、冷凍木箱、解凍機、整送機、脱水機、乾燥機、整形機、ガス加工機、包装機

(こんにやく、食ふ製造設備) 洗浄機、練機、溶解とう、玉すり機、煮かま、型切機、白滝絞り機、突出機、受とう

(その他設備) 揚機、水切機、むし機、ポンプ、ボイラー、電気設備

(15) その他の豆類処理加工設備 (9年)

(処理設備) 剥実機、選別機、豆沈機、豆揚機、浸漬とう、粉砕機。

(加工設備) 煮沸かま、二重かま、製めん機、圧搾機、み晒干乾燥機、煎機、湯付機、液取機、発芽とう、他

(包装設備) 洗ひん機、充てん機、びん詰打栓機、包装機

(その他設備) ポンプ、ボイラー、電気設備

説明

1. 果実、野菜、魚介などの冷凍および冷凍食品の製造、氷の製造を業として行なっている企業の設備という。
2. 冷蔵と業として行っているものの設備(漁業組合など)も含まれる。

省令

(33) 冷凍、製氷または冷蔵業用設備 (3年、15年)

設備内容

(結氷かん、結氷さら) (3年)

(その他の設備) (15年)

(圧縮設備) 圧縮機、中間冷却機、油分離機、凝縮機、連絡管、その他

(冷蔵、凍結設備) 冷却機、凍結機、送風機、その他

(製氷設備) 製氷とう、Pキユ-ムレーター、貯氷とう、冷却管、自動てん水機、揚水機、脱水機、送風機、その他

(その他の設備) 給排水ポンプ、ボイラー、電気設備